

森林認証取得支援事業補助金実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号）第21条の規定及び富山県林業関係事業費補助金交付要綱に基づき、森林認証取得支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 本事業は、森林所有者や製材業者等が行う森林認証の取得に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することで、県産材等の付加価値を高めるとともに、持続可能な森林経営を推進することを目的とする。

（補助金の交付対象）

- 第3条 本事業において対象とする森林認証は、別表1のとおりとする。
- 2 補助対象となる森林所有者や製材業者等とは、別表2のとおりとする。
 - 3 補助対象となる森林認証の取得に要する経費の詳細は、別表3のとおりとする。

（補助金交付申請）

- 第4条 森林認証を取得し、補助金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号の47）に次の各号に掲げる書類を添付して知事へ提出しなければならない。
- （1） 認証を取得したことを証明する証書の写し
 - （2） 補助対象経費の内訳書及び領収書の写し
 - （3） 債主名登録書兼口座振替届

（補助金交付決定及び額の確定）

第5条 知事は、提出された補助金交付申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定するとともに額を確定し、申請者に通知するものとする。

（補助金の返還等）

- 第6条 申請者又は補助金の交付を受けた者が、提出した書類に虚偽の事項を記載又は補助金の交付に関し不正の行為をした場合は、知事は、補助金を交付せず、又は交付した補助金の返還を命ずることができる。
- 2 補助金の交付を受けた者は、前項の処分に関して補助金の返還を命じられたときは、富山県補助金交付規則の定めるところにより返還しなければならない。

（雑則）

第7条 この要領に定めるもののほか、補助金に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から適用する。

別表1 補助対象（第3条第1項関連）

補助対象とする森林認証制度	
制度の名称	制度の運営者
FSC (Forest Stewardship Council)	森林管理協議会
PEFC (Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes)	PEFC 協議会
SGEC (Sustainable Green Ecosystem Council)	緑の循環認証会議

別表2 補助対象（第3条第2項関連）

区分	補助対象者
FM (Forest Manage : 森林管理) 認証	富山県内に所在する森林の所有者及び管理者で、事業実施年度の4月1日以降に初めて FM 認証を取得した者とする。また、複数の所有者及び管理者で、グループでの認証を取得した者も補助対象者とする。
CoC (Chain of Custody : 加工流通) 認証 (プロジェクト認証を含む)	富山県内に所在する木材生産事業者、流通事業者及び製材・加工事業者で、県内の認証森林から生産された原木を加工・流通させるため、事業実施年度の4月1日以降に初めて CoC 認証を取得した者とする。また、複数の事業体等で、グループでの認証を取得した者も補助対象者とする。

別表3 補助対象（第3条第3項関連）

補助対象経費及び補助率			
事業区分	補助対象経費	補助率	限度額
FM 認証の取得	認証機関に支払った初回審査料、公示料、審査員の交通費・旅費、その他知事が必要と認めた経費	1/3 以内	50 万円
CoC 認証の取得 (プロジェクト認証の取得を含む)	認証機関に支払った初回審査料、公示料、審査員の交通費・旅費、その他知事が必要と認めた経費	1/3 以内	16 万円

※算出して得た額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。